

～知って役立つ～ 町からの お知らせ

軽自動車税の身体障害者の方の減免申請について

毎年、減免の申請手続きが必要でしたが、平成29年度からは一度申請をしていただくと、その後も要件を満たしていれば、引き続き翌年度以降も減免を受けられることとなりました。(手続きの必要はありません。)

ただし、次の方は更新が必要ですので、税務課窓口へお越しください。

- ①軽自動車の買替、廃車等の変更があった方
- ②運転者の免許証の返還等があった方
- ③障害の等級に変更があった方

減免申請をされる方は、納期限の令和3年5月31日(月)までに、納付書、免許証、車検証、

障害者手帳を持参のうえ、税務課窓口へお越しください。
法人の減免申請につきましては毎年申請をしていただく必要があります。
車検証に「車いす移動車」などの記載がない場合は車両の写真の添付をお願いいたします。

▼お問い合わせ先
肝付町役場 税務課
☎0994(65)8414

固定資産税の減免申請は5月31日(月)までに

次の固定資産税については減免の対象になります。

- ①集会所など公益のために直接専用する固定資産
- ②生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有し、かつ使用する固定資産

※この減免を受けるためには、納税通知書の通知を受けてから5月31日(月)までに本庁税務課または内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所にて減免申請手続きが必要となります。

※申請の際には、役場が送付した書類一式(納税通知書・課税明細書・納付書)をご持参ください。

建設発生土の受け入れ地募集について

▼お問い合わせ先
肝付町役場 税務課
☎0994(65)8414

県発注の河川工事に伴い発生する採削土砂の受け入れ地を募集します。

〈主な応募条件〉

- ・工事箇所から遠くないこと。
- ・大型車の通行が可能なこと。
- ・概ね500㎡以上の土砂を受け入れられること。
- ・関係法令を遵守すること。

詳しくは、お問い合わせ頂くか県ホームページをご覧ください。

『足腰ぴんぴん若返り教室』のご案内

楽しくからだを動かしながら、健康づくりを始めませんか？

消費生活相談員が変わりました!

令和3年4月1日より、消費生活相談窓口の相談員が変わりました。

市内に居住する方で、医師等から運動の制限がなく、移動等に介助を必要としない方ならどなたでも参加できます。

▼内容 椅子やマットを使用して、音楽に合わせて楽しくからだを動かす、安全な運動です。

▼申込み 公民館長まで、開始日の1週間前までにお申し込みください。※定数より多い場合は参加できないこともあります。

▼日時・場所
○令和3年6月9日～7月14日(毎週水曜午後1時～2時30分)
有明地区公民館
☎0994(65)6663
○令和3年6月10日～7月15日(毎週木曜午前10時～11時30分)
波野地区公民館
☎0994(65)6933

相談員は変わりましたが今まで通り消費生活に関することについて、お気軽にご相談ください。

●消費生活相談の具体例
・スマートフォンでのショートメールに「有料サイトの未納料金がある」と届き、記載されていた連絡先に電話すると、1年分の未納料金を払うように言われた。
・スマートフォンでサブプレメントを500円で購入できる広告を見て申し込み、商品を受けとった。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6,000円以上になるとの請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方に小さくそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。

※開始1か月前頃より公民館にて予約を開始しますので、それ以前の予約申し込みはご遠慮ください。なお送迎はお住まいの最寄の公民館で1会場のみとさせていただきます。

▼お問い合わせ先
消費生活相談窓口(内之浦総合支所 産業創出課内)
☎0994(67)2116
消費者ホットライン
☎1888(平日は肝付町、土・日・祝日は県もしくは国の相談センターに繋がります)